

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書に係る
補助申請時の消費税等相当額の取り扱いについて
(看護職員の資質向上支援事業補助金)

県からの補助を受けられた後は、翌々年度の6月30日までに「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出することとなっています。

この報告に基づき、返還額が発生する場合は、県への返還を求めることとなっています。

今年度補助金から、対象事業の交付申請及び実績報告の際に、仕入に係る消費税等相当額が明らかである場合は、当該額を対象経費から減額して報告することも可能としますので、いずれの方法で申請するかについて、ご検討いただければと思います。

1 概要

補助を受けられた後、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出していただきますが、消費税等相当額を対象経費から減額して報告した場合は、基本的に返還金が発生しないため、事務処理が軽減されることとなります。

2 対象部分

入学金及び受講料部分

※ 代替職員経費は、人件費のため、消費税等相当額の対象経費外

3 補足

- 消費税等相当額を対象経費から減額して補助申請した場合でも、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出は必須です。(仕入控除税額報告書は、返還額が0円であっても提出が必要です。)
- 消費税等相当額を対象経費から減額して補助申請することの、メリット・デメリットについては、各事業者の確定申告状況により異なりますので、貴施設の経理担当とご相談ください。